

## ○秋田大学高大連携授業科目等履修生規程

(平成 23 年 4 月 1 日規則第 241 号)

改正 平成 26 年 10 月 31 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田大学学則第 56 条の 2 の規定に基づき、秋田大学(以下「本学」という。)が秋田大学高大連携授業(以下「高大連携授業」という。)として開講する授業科目(以下「授業科目」という。)を、高等学校及び高等専門学校 1～3 年(以下「高等学校等」という。)に在籍する生徒及び学生(以下「生徒」という。)に履修させることができる、秋田大学高大連携授業科目等履修生(以下「履修生」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 高大連携授業は、生徒に大学教育を受ける機会を提供し、大学教育及び本学に対する理解を深めさせるとともに、生徒自らの進路決定への意識的な取り組みの促進並びに高等学校教育の一層の向上を図ることを目的とする。

(履修資格等)

第 3 条 授業科目を履修することができる者は、高等学校等に在籍する生徒とする。

2 生徒が在籍する高等学校長等(以下「高等学校長等」という。)は、授業科目を履修する学力があると認められる生徒を推薦するものとする。

3 学長は、高等学校長等の推薦に基づき、教育推進企画会議の議を経て、履修生として受け入れることができるものとする。

(授業科目)

第 4 条 本学が高大連携授業として開講する授業科目は、本学が開講している授業科目のうち、指定する授業科目とする。

(履修手続)

第 5 条 授業科目の履修を希望する生徒は、高等学校長等を通じて、高大連携授業科目等履修願を提出するものとする。

2 高等学校長等は、高大連携授業科目等履修生推薦書により推薦するものとする。

3 履修生の受け入れを決定した場合には、高等学校長等に受入通知書を、履修生に受入承認書を送付するものとする。

(授業料等)

第 6 条 履修生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しないものとする。

2 教材費等授業科目の履修に要する実費は、履修生の負担とするものとする。

(履修期間)

第 7 条 履修期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(履修方法等)

第8条 授業科目の履修方法は、別に定める。

(単位の認定等)

第9条 単位修得を希望する履修生は、授業科目を履修し、評価を受けるものとする。

2 授業担当教員が評価を行い、合格と認められた履修生には、当該授業科目の単位を認定する。

3 学長は、前項の規定により認定された単位について、単位修得証明書を交付する。

4 第2項の規定により単位を認定された履修生が、本学に入学した場合、秋田大学学則第38条第1項の規定により、当該単位を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

5 前項の規定により本学入学後に修得したものとみなす単位数は、4単位を上限とする。

(履修状況通知)

第10条 本学は、授業終了後、履修生の履修状況を高等学校長に通知するものとする。

(事務)

第11条 高大連携授業科目等履修生に関する事務は、総合学務課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、高大連携授業科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月31日一部改正)

この規程は、平成26年11月1日から施行する。